

介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業の利用料金

1 利用料金が介護保険から給付されるもの

以下のサービスについて、下表の利用料金はご利用者様の1割負担額です。

※(2割負担の方については、①～⑤について倍の負担となります。)

区 分	単 価	
①基本料金	要支援1 (月4回まで)	384円/日
	要支援2 (月8回まで)	395円/日
※②若年性認知症者受入加算	240円/月 ※該当者のみ	
③介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	5.9%(①～※②ご利用料金合計に上乘せ)	
④介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1.0%(①～※②の利用料金合計に上乘せ)	
⑤介護職員等ベースアップ加算	1.1%(①～※②の利用料金合計に上乘せ)	
※ご利用料金は、上記合計額に地域区分単価の1.4%を乗じた額が上乘せとなります。		

※月途中で要介護から要支援に変更の場合や要支援から要介護に変更の場合等は、日割り計算により算定いたします。

※月の規定回数を越えての利用(月4回の方は5回目、8回の方は9回目)は自費利用になるため10割負担になります。

2 利用料金の全額をご負担いただく場合

※介護保険の給付対象とならないサービス

種類	負担額	
①食事(食材料費+調理費)	1食	620円 ※夕食を提供する場合 510円
②おやつ代(1日2回)	1日	100円
③レクリエーション、クラブ活動	必要に応じて実費を頂きます。	
④複写物の交付	1枚につき	10円
⑤日常生活上必要となる諸費用実費 (オムツ代等)	(1) フラットタイプ	1枚 50円
	(2) 紙パンツ	1枚 150円
	(3) テープ付き紙パンツ	1枚 150円
	(4) パット	1枚 30円
⑥通常実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用	(1) 通常の実施地域を越えてから、 片道おおむね10キロメートル未満	250円
	(2) 通常の実施地域を越えてから、 片道おおむね10キロメートル以上	500円

料金表の説明

サービス提供時間は、ご利用者様の希望や心身の状況により、サービス提供時間を短縮した場合は、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。

②若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症（40歳から64歳）までの利用者を対象に指定通所介護を行った場合に算定します。

③・④介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算

介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業者に認められる加算です。

⑤介護職員等ベースアップ加算 ※R4年10月～追加

③・④と同様、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。これらの加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

デイサービス(通所介護)の利用料金

1 利用料金が介護保険から給付されるもの

下表は、ご利用者様の1割負担額です。

※(2割負担の方については、倍の負担となります。)

区 分	単 価
①基本料金	要介護1 655円/日
	要介護2 773円/日
	要介護3 896円/日
	要介護4 1,018円/日
	要介護5 1,142円/日
②入浴加算	40円/日
※③※若年性認知症者受入加算	60円/日※該当者のみ
④介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	5.9% (①~※③の利用料金合計に上乘せ)
⑤介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1.0% (①~※③の利用料金合計に上乘せ)
⑥介護職員等ベースアップ加算	1.1% (①~※③の利用料金合計に上乘せ)
※送迎を行わない場合	47円 減算/片道
※ご利用料金は、上記合計額に地域区分単価の1.4%を乗じた額が上乘せとなります。	

2 利用料金の全額をご負担いただく場合

※介護保険の給付対象とならないサービス

種類	負担額
①食事(食材料費+調理費)	昼食1食620円 ※夕食を提供する場合510円
②おやつ代(1日2回)	1日 100円
③レクリエーション・クラブ活動	必要に応じて実費を頂きます。
④複写物の交付	1枚につき10円
⑤日常生活上必要となる 諸費用実費(おむつ代等)	(1) フラットタイプ 1枚 50円
	(2) 紙パンツ 1枚 150円
	(3) テープ付き紙パンツ 1枚 150円
	(4) パッド 1枚 30円
⑥通常実施地域以外の地域に居 住する利用者に対して行う送迎 に要する費用	(1) 通常の実施地域を越えてから、 片道おおむね10キロメートル未満 250円
	(2) 通常の実施地域を越えてから、 片道おおむね10キロメートル以上 500円

料金表の説明

サービス提供時間は、ご利用者様の希望や心身の状況により、サービス提供時間を短縮した場合は、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。

②入浴加算

入浴加算は、施設での入浴を行った場合に算定します。

③若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症（40歳から64歳）までの利用者を対象に指定通所介護を行った場合に算定します。

④・⑤介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算

介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業者に認められる加算です。

⑥介護職員等ベースアップ加算 ※R4年10月～追加

④・⑤と同様、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。これらの加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。